令和5年度版

名古屋市 青少年交流プラザ年報

子ども青少年局

目 次

I	目的	5 · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Π	経絡	辛••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
Ш	施討	そのあ	らら	ま	し																								
	1	青少	〉年	交	流	プ	ラ	ザ	(本	館)																	
		1	施	設	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
		2	平	面	义	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
	2	青少	〉年	宿	泊	セ	ン	タ		(分	館)																
		1	施	設	概	要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
		2	平	面	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
IV	令乖	日4年	三度	事	業	基	本	方	針																				
	1	目標	.	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	2	事業	纟推	進	の;	具	体	的	な	方	向	性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
V	令乖	口4年	三度	事	業	報	告																						
	1	人に	[つ	な	が	る	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	2	地垣	友•	ま	ち	に	つ	な	が	る	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
	3	地垣	友•	ま	ち	に	働	き	か	け	る	支	援	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
	4	その)他	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	17
VI	令乖	口4年	三度	利	用:	状	況																						
	1	青少	〉年	交	流	プ	ラ	ザ	(本	館	言)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
	2	青少	/年	宿	泊	セ	ン	タ	_	(<u>分</u>	介質	言)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	21
VII	参考	芳 資料	4																										
	1	名さ	屋	市	青	少	年	交	流	プ	ラ	ザ	条	例															
	2	名さ	亍屋	市	青	少	年	交	流	プ	ラ	ザ	条	例	施	行	細	則											

I 目 的

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図ることを目的とする。

Ⅱ 経 緯

平成 15 年に「次世代育成支援対策法」が制定され、地方公共団体の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することとされた。名古屋市においても平成 18 年度から、少年から青年までを次世代育成の対象と位置づけ、次世代育成を総合的かつ機動的に進めるための新局として「子ども青少年局」が新設された。青年の家(北・瑞穂・熱田・中村)及び宿泊青年の家の所管も教育委員会から子ども青少年局へと移された。

また、「名古屋市次世代育成行動計画(なごや 子ども・子育てわくわくプラン)」が策定され、「青少年交流プラザ」の開設もプランに位置付けられた。

こうした中、平成 11 年度に「名古屋市青年の家運営審議会」から答申を受けて以来、進めてきた都市型青年の家の統廃合(北・瑞穂・熱田・中村青年の家の廃館)が平成 18 年度をもって終了し、平成 19 年度に北青年の家の跡地に青少年の自立支援を含めた青少年のための総合的な施設として「青少年交流プラザ」が開設された。

平成 21 年度からは、「宿泊青年の家」を「青少年宿泊センター」に名称変更し、青少年交流プラザの分館と位置付けるとともに、同センターに指定管理者制度を導入した。また、平成 26 年度からは分館を活用した事業も含め本館である「青少年交流プラザ」にも指定管理者制度を導入した。

また、青少年交流プラザで実施する事業を総合的かつ効果的に推進するため、 平成28年度末の本館及び分館の指定管理期間の終了に合わせ、本館と分館の一 体的な管理運営を行う指定管理者の公募及び選定を平成28年度に実施した。

平成 29 年度からは、施設運営にあたって特に推進していく事項として、(1) 青少年の交流の拠点、(2) 青少年の情報発信拠点、(3) 本館・分館の一体的・総合的な事業の推進、(4) 青少年の育成・支援の循環、(5) 青少年の力をあらゆる場面で活かした運営、という 5 つの方向性を示し、青少年の居場所として人や情報が多く集まり、青少年が様々な学びや経験を得てあらゆる場面で力を発揮できるよう、本館と分館の一体的・総合的な運営を開始した。

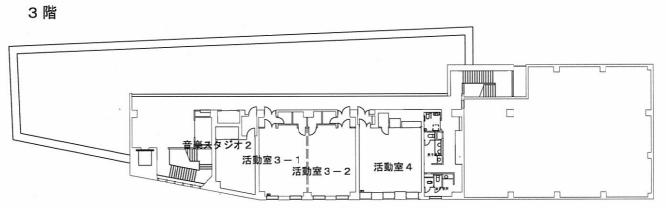
Ⅲ 施設のあらまし

1 青少年交流プラザ (本館)

① 施設概要

名称		名古屋市青	少年交流プラザ (ニア)	
所在地		₹462-084	5 名古屋市北区柳	原三丁目6番85	클 ·	
電話·F	FAX番号	(052)	991-8440 •	(052) 991	-8441	
メール	アドレス	_				
ホーム・	ページ	https://you	th.nagoya/			
開館年	月日	平成19年	7月7日			
開館時	間	9:00~	21:30 (有料施	設の利用は9:3	$0 \sim 21$: 30)
休館日		毎週月曜日	(月曜日が休日の場合	合は、その週の最	初の平日、	小中学校の夏休み期間は
		臨時開館を	り) 12月29日	~翌年1月3日		
建物の	構造	鉄骨鉄筋コ	ンクリート造 地上	3階建		
敷地面	積	2,912.	1 7 m²			
建物延	面積	2,294.	9 7 m²			
総工費		873, 4	3 4 千円			
	階		部屋名	面積	定員	その他施設
		ミーティン	グルーム 1	31.19 m²	16 人	
施設内容	1階	ミーティン	グルーム 2	31.19 m²	16 人	
内容		プレイルー	-4	169.81 m²	120 人	更衣室・シャワー室
1		音楽スタジ	オ1	34.78 m²	10 人	
(部屋名	0 17th	江卦字 1	区画する場合	48.89 m²	15 人	更衣室
•	2階	活動室 1	区画しない場合	97.78 m²	30 人	更衣室
面積		活動室 2		65.68 m²	20 人	更衣室
・定員)		音楽スタジ	オ 2	34.78 m²	10 人	
員	5 TH	江卦字 9	区画する場合	48.89 m²	15 人	更衣室
	3階	活動室 3	区画しない場合	97.78 m²	30 人	更衣室
		活動室 4		65.68 m²	20 人	更衣室
7.01	ile	1階 オー	プンスペース	なごや若者サポ	ートステー	ーション
その# 	也の施設	駐車場		31 台 (身障者	新用1台含	む)
<i>L</i> . F	灵机/些	プレイルー	・ム 舞台・照明・	音響設備一式、1	ピアノ、キ	ーボード等
111 //	属設備	音楽スタジ	オードラムセット	、アンプ、キース	ボード、マ	イク等
		城見	通2 城見通3	Į.	黒川	
		l I				最寄り駅
				_	 察署南 ◯◯	地下鉄「名城公園」下車
		†	#	川インターチェンジ		①番出口北東へ
付	·近図	城	金城橋北北橋		北区役所	約500メートル
		C		八王子中		
		堀川 □	公園北柳原三		□清水小	
		至大	津橋 ①名城公園駅	清水	四丁目 一	

平 面 図

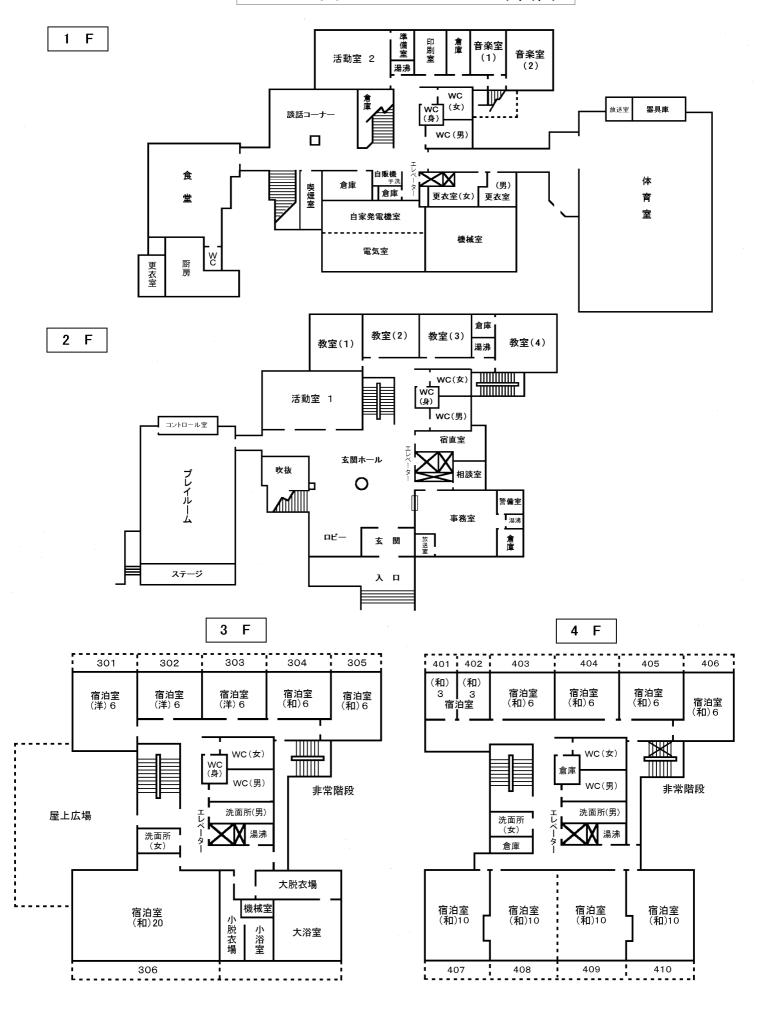


2 青少年宿泊センター(分館)

① 施設概要

名称	名さ	3古屋市青少年宿泊センター									
所在地	₹4	59-8001 名古月	量市緑区大高	町字蝮池	14番	地の	6				
電話・FAX番号	((52) 624-4	4401 • ((52) 6	6 2 4	4 – 4	1403				
メールアドレス	_										
ホームページ	httı	ps://youth.nagoya	/								
開館年月日	平成	戈21年4月1日	(宿泊青年の	家として	は、	昭和	58年6月5	5月)			
開館時間	9 :	00~21:00) ただし	、宿泊室	利用	は1	6:30~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	翌日の9:	0 0		
休館日	月曜	曜日 (休日は除く)	、休日の翌日	土・日	日・作	木日に	は除く)、				
	1 2	2月29日~翌年]	1月3日	※原	則と	して	小中学校の夏	夏休み、冬年	木み		
	(1	12月29日~翌年1月3日は除く)、春休みは無休で開館									
建物の構造	鉄賃	骨鉄筋コンクリート造 地上4階建									
敷地面積	5,	3 0 1. 2 3 m ²									
建物延面積	3,	4 3 0. 0 7 m ²									
総工費	L	71,986千円	•								
	階	部屋名	面積	定員	階	1 %	部屋名	面積	定員		
		活動室 2 70.38 m² 30 人 大浴室 51.06 m² 音楽室 1 26.87 m² 12 人 小浴室 29.64 m²									
		音楽室 2	38.47 m ²	15人		/3 11	301(洋室)	41.53 m ²	6 人		
施		談話コーナー	$72.77~ ext{m}^2$		3		302(洋室)	26.61 m ²	6人		
施設內容	1	印刷室	$16.82~ ext{m}^2$		階		303(洋室)	$26.61~\mathrm{m}^2$	6 人		
	階	更衣室(2室)	44.08 m ²				304(和室)	12.5 畳	6人		
		体育室	567.25 m ²	500人			305(和室)	12.5 畳	6人		
(部 屋 名		食堂	86.32 m²	60 人			306(和室)	 	20人		
名 名						宿泊	401(和室) 402 (〃)	6 畳 6 畳	3 人 3 人		
•		教室1	37.73 m ²	24 人		堂	402 (")	12.5 畳	6人		
面積		教室 2	26.61 m ²	14人			404 (")	12.5 畳	6人		
•		教室 3 教室 4	26.61 m ² 52.56 m ²	14 人 36 人	1		405 (")	12.5 畳	6人		
定員	2	活動室1	80.19 m ²	30 人	階		406 (")	12.5 畳	6人		
	階	プレイルーム	187.20 m ²	120 人			407 (")	21 畳	10人		
		相談室	$13.14~\mathrm{m}^2$				408.9 (")	42 畳	20人		
		玄関・ロビー等	$337.59~\mathrm{m}^2$			یر جے	410 (")	21 畳	10人		
	駐車		3() 台 (身	<u> </u> —		宝全体定員 L 台含む)		120 人		
			<u> </u>		3141	J / IJ -	г н н в /				
付属設備			<u>/ </u>								
付近図	名古屋高山工 知多半草 大高山工 至桑名 名古屋	を									

名古屋市青少年宿泊センター平面図



IV 令和4年度事業基本方針

1 目標

社会性・主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、社会参加、 世代間交流等の多様な体験・交流を取り入れた事業を行うことを通して、地域やまちで活躍 する青少年の育成を目指した事業を展開する。

2 事業推進の具体的な方向性

一層目の「人につながる支援」、二層目の「地域・まちにつながる支援」、三層目の「地域・ まちに働きかける支援」、という三層にわたる支援を具体的に展開し、青少年が社会的に自立 するために発達段階に応じた切れ目のない連続的、重層的な支援を進める。

(1) 一層目:人につながる支援

青少年が他者との関わりの中で受け止められ、安心して過ごすことができ、活動できるよう支援する。

① 青少年の居場所づくり

青少年が気軽に立ち寄り安全に安心して過ごすことができるよう、居場所としての環境整備や児童館における「中高生居場所づくり事業」等との連携を図る。

また、一定期間オープンスペースの管理を青少年に委託し、青少年による居場所づくりを行うことで、自主性や社会性等を育むとともに魅力的な施設づくりを目指す。

② 人につながるワークショップ

個々の青少年が自己を認め大切にし、他者とのかかわりの中で自信を持って生きてい くことができるよう支援する。

青少年が自己や他者を理解したり、コミュニケーション力をつけたりして、人とつな がる素地を作るための支援をする。

③ 若年者自立支援事業

若者が就労に必要な能力を身につけることを支援する。

青少年が他者と関わりながら様々な体験や活動をすることで、自立することを支援する。

(2) 二層目:地域・まちにつながる支援

青少年が地域やまちに接点を持ち、地域やまちの取り組みに参加することを支援する。

① 青少年育成サポーターの養成

プラザが実施する事業に関わる中で、地域やまちにつながり、地域やまちの取り組みに貢献する青少年育成サポーターを養成する。

② プラザ事業への参加・参画事業

青少年の社会参加体験活動や青少年相互の交流、青少年と他の世代との交流などのプラザ事業を、青少年が主体的に企画運営することを通して、地域やまちとつながりながら参加・参画できる機会を提供する。

③ 地域活動への参加・参画事業

青少年の力や活動を生かして、地域や商店街等の事業や取り組みに関わり、参加・参画することで、他世代との交流を図り、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。

(3) 三層目:地域・まちに働きかける支援

青少年が主体的に参画したり、地域やまちに対する意見を表明したりすることを支援する。

- ① 課題発見・参画ワークショップ 青少年が地域やまちの一員として、よりよい社会形成に向けた課題解決や提案をする など主体的な参画を促す。
- ② 青少年の自主活動推進事業 青少年の自主的な活動を支援するとともに、地域活動やまちづくりに貢献することを 支援する。

(4) その他

① 広報・情報事業

青少年交流プラザの情報や青少年の活動の様子を発信する。

青少年に関する情報を収集・提供し相談に応じる。

プラザの事業を展開する上で必要となる青少年の課題やニーズ等を把握する。

② 各種団体・施設等との連携

青少年への三層支援において、児童館を始めとした各種施設や団体等と連携・協働する。

青少年育成に関する研修会を企画、実施する。

令和4年度事業報告

I 人につながる支援

1 青少年の居場所づくり

事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
居場所としての環境整備	通年	(各種貸出ゲーム等の利用件数)	(2,200件)		(5,971人)		(5,971人)
	4月5日(火)		1	1	3		4
	4月19日(火)		1	1	7		8
	5月3日(火)		1	1	3		4
	5月17日(火)		1	1	5		6
	6月7日(火)		1	1	4		5
	6月21日(火)		1	1	6		7
	7月5日(火)		1	1	7		8
	7月14日(木)		1	1	8		9
	8月2日(火)		1	1	4		5
	8月16日(火)		1	1	3		4
	9月6日(火)		1	1	6		7
	9月20日(火)	 共通の興味などを持った青少年が安心して集い、語っ	1	1	6		7
ユースクエア部活動推進	10月4日(火)	たり、実践できる場を提供し、交流を通して他者理解涵	1	1	6		7
事業(ギタ一部)	10月18日(火)	養等の機会とする。(一部北文化小劇場にて実施)	1	1	6		7
	11月1日(火)		1	1	8		9
	11月3日(木)		1	1	7		8
	11月15日(火)		1	1	4		5
	12月6日(火)		1	1	4		5
	12月20日(火)		1	1	4		5
	1月17日(火)		1	1	3		4
	2月7日(火)		1	1	4		5
	2月21日(火)		1	1	7		8
	3月5日(日)		1	1	6		7
	3月7日(火)		1	1	7		8
	3月21日(火)		1		7		7
		小計	25	24	135	0	159
	4月23日(土)		1	2	9		11
	5月28日(土)		1	2	11		13
	6月6日(月)		1	2	10		12
	6月18日(土)		1	2	7		9
	7月23日(土)		1	2	12		14
	8月4日(木)		1	2	11		13
	8月8日(月)		1	2	13		15
	9月10日(土)		1	2	6		8
	9月24日(土)	共通の興味などを持った青少年が安心して集い、語っ	1	2	6		8
ユースクエア部活動推進	10月29日(土)	たり、実践できる場を提供し、交流を通して他者理解涵 養等の機会とする。(一部名古屋市青少年文化セン	1	2	12		14
事業(フェス部)	11月19日(土)	ター(アートピア)にて実施)	1	2	5		7
	12月23日(金)		1	1	5		6
	12月26日(月)		1	3			3
	1月24日(火)		1	6			6
	1月27日(金)		1	2			2
	2月25日(土)		1	2	7		9
	3月19日(日)		1	6	2		8
	3月21日(火)		1	6	4		10
	3月22日(水)		1	13	28		41
		小計	19	61	148	0	
	4月29日(金)		1	1	4		5
	5月21日(土)		1	1	3		4
	6月18日(土)		1	1	3		4
	8月20日(土)		1	1	4		5
	9月17日(土)	共通の興味などを持った青少年が安心して集い、語っ	1	1	3		4
ユースクエア部活動推進	10月22日(土)	たり、実践できる場を提供し、交流を通して他者理解涵	1	1	3		4
事業(アニメトーーク部)	11月24日(木)	養等の機会とする。	1	1	4		5
	12月25日(日)		1	1	5		6
	1月29日(日)		1	1	5		6
	2月23日(木)		1	1	5		6
	3月19日(日)		1	1	5		6
		小計	11	11	44	0	55

	T =	I	I	1			1
	5月26日(木)		1		3		3
	6月9日(木)		1		5		5
	6月23日(木)		1		3		3
	7月14日(木)		1		1		1
	7月28日(木)		1	1	3		4
	8月11日(木)		1		2		2
	8月25日(木)		1		1		1
	9月8日(木)		1		2		2
	9月22日(木)		1		5		5
	10月6日(木)	共通の興味などを持った青少年が安心して集い、語ったり、実践できる場を提供し、交流を通して他者理解涵	1		2		2
ユースクエア部活動推進 事業(ゲーム部)	10月27日(木)	たり、天成できる場を提供し、文派を通じて他有理解画 養等の機会とする。	1		2		2
事未() 五即/	11月24日(木)		1		3		3
	12月8日(木)		1		2		2
	12月22日(木)		1		1		1
	1月12日(木)		1		4		4
	1月26日(木)		1		2		2
	2月8日(水)		1		3		3
	2月23日(木)		1		5		5
	3月8日(水)		1		7		7
	3月23日(木)		1		4		4
		小計	20	1	60	0	61
_	6月4日(土)		1		4		4
	7月9日(土)		1		7		7
	8月13日(土)	共通の興味などを持った青少年が安心して集い、語ったり、実践できる場を提供し、交流を通して他者理解涵養等の機会とする。	1		9		9
	9月10日(土)		1		4		4
ユースクエア部活動推進 事業(麻雀部)	10月8日(土)		1		11		11
	11月12日(土)		1		6		6
	12月10日(土)		1		5		5
	1月14日(土)		1		4		4
	2月11日(土)		1		5		5
		小計	9	0	55	0	55
	10月23日(日)		1			_	2
 ユースクエア部活動推進	10月23日(日)	共通の興味などを持った青少年が安心して集い、語ったり、実践できる場を提供し、交流を通して他者理解涵	'		2		
事業(読書部)	2月10日(金)	養等の機会とする。	1		3		3
		小計	2	0	5	0	5
	4月16日(土)		1		8		8
	4月23日(土)		1		7		7
	5月21日(土)		1		7		7
	5月28日(土)		1	2	4		6
	6月18日(土)		1		6		6
	6月25日(土)		1	1	2		3
	7月16日(土)		1		9		9
	7月23日(土)		1		2		2
	8月20日(土)		1		6		6
	8月27日(土)		1	2	1		3
	9月17日(土)] 実際に軽食等を販売することを通して、居場所提供や	1		8		8
YYP(ユースカフェやろま	9月25日(日)	職業観等の涵養、経験を活かし新たな参加者への還元等を目指す。(本館・分館)	1	2	5		7
いプロジェクト)	10月8日(土)	ル寺で日19 。(平태・万昭 <i>)</i>	1		4		4
	10月22日(土)		1	1	8		9
	11月26日(土)		1	2	9		11
	12月10日(土)		1		10		10
	12月24日(土)		1	1	8		9
1	1月21日(土)		1		7		7
	1月28日(土)		1	1	5		6
	2月18日(土)		1		7		7
	2月25日(土)		1		5		5
	3月5日(日)		1		8		8
	3月11日(土)	Jr. =1	1		9		9
		小計	23	12	145	0	157

	4月1日(金)		1		28		28
	4月28日(木)		1		18		18
	5月12日(木)		1		28		28
	5月15日(日)		1		28		28
	6月24日(金)		1		21		21
	7月28日(木)		1		14		14
	8月11日(木)		1		34		34
	8月13日(土)	 オープンスペースで青少年が集まれる、広く交流でき	1		25		25
	9月27日(火)	る機会を提供する。毎回のドリンクサービス等を行うカフェ企画に加え、青少年の企画によるゲーム大会やNゲージ大運転会、ナゾ探しゲーム等を行なった。	1		13		13
オープンスペースにぎわ	9月30日(金)		1		16		16
い事業(HAMA CAFÉ)	10月4日(火)		1		28		28
	10月26日(水)		1		17		17
	11月10日(木)		1	5	26		31
	11月29日(火)		1		15		15
	12月11日(日)		1		52	5	57
	1月8日(日)		1	1	21		22
	2月14日(火)		1		18		18
	3月25日(土)		1		46		46
		小計	18	6	448	5	459
	5月21日(土)		1	3	7	1	11
	6月18日(土)		1	6	6	2	14
	7月16日(土)		1	6	8	3	17
	8月20日(土)		1	2	6	3	11
	9月17日(土)	 予約等無しで、青少年にゲーム・散策など自由気まま	1	6	7	4	17
おいでよ!青少年宿泊セ	10月15日(土)	に過ごせる居場所を提供し、同時に他者理解の機会と	1	5	7	1	13
ンター!	11月19日(土)	する。(分館)	1	7	21	5	33
	12月17日(土)		1	6	15	3	24
	1月21日(土)		1	4	12	2	18
	2月18日(土)		1	6	8	1	15
	3月18日(土)		1	5	2	2	9
		小計	11	56	99	27	182

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「I-1青少年の居場所づくり」 合計	138	171	1,139	32	1,342

2 人につながるワークショップ

事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
	6月18日(土)	知的創造活動の促進方法であるファシリテーションに ついて、様々な講師・アブローチからファシリテーターと	1	3	20		23
ビーイング・ファシリテー ター入門講座	6月19日(日)	しての在り方を学ぶことで、社会に生きる「私」としての 自立心を育む。	1	3	14		17
		小計	2	6	34	0	40
若者のコミュカアップゲー ム大会	7月2日(土)	対人関係に苦手意識を抱えているなどの青少年が、 多人数で行なうゲームを通じてコミュニケーションスキ ルを学んだり交流を深め活動を始めるきっかけとす る。	1	1	15		16
若者のコミュカアップ運動 会2022	10月22日(土)	対人関係に苦手意識を抱えているなどの青少年が、 年代別で行なう運動会を通じてコミュニケーションスキルを学んだり交流を深め活動を始めるきっかけとする。昨年度からの変更点として小学4年生以上を対象とし、良好な結果が得られた。(北LLC)	1	2	16		18

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「I-2人につながるワークショップ」 合計	4	9	65	0	74

3 若年者自立支援事業

事業名	実施日	概要	回数	企画•運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
【児童養護施設連携モデル事業】駒方寮しごと体験 DAY	5月15日(日)	他機関との連携事業として、児童養護施設での出前講 座を、児童養護施設職員や事業出展団体等とも連携 して行い、児童養育の一助とする。(駒方寮)	1		22		22
Let's体験 避難所LIFE♪	6月25日(土)~ 6月26日(日)	災害発生時に自ら考え、行動できるようにするための 知識や技術等を学び、模擬状況下で実際に体験し、助 け合って行動できる力を育む。(分館・宿泊あり)	1	8	12		20
ユースクエア しごと体験DAY	7月17日(日)	小中学生を対象に、様々な実際の業務に携わっている方々に講師としてご協力いただき、仕事体験や講話を通して、将来のイメージ、自分の新しい可能性への気づき、仕事への興味等を促す。	1		32		32
虫の3D切りおり紙細工で 君も紙工作マスターだ!	8月21日(日)	小学4年~中学2年生を対象に、1枚の紙から立体の 昆虫等を作ることを通して工作の技能、生物の構造の 知識等について学ぶ。	1	1	10		11
夏休み!自由研究お泊り会	8月22日(月)~ 23日(火)	小学5年生~中学2年生を対象に、夏休みに宿泊をして仲間と自由研究に取り組める体験を通して、思い出づくりや協調性等を育む。鳴海高校自然科学部の協力で開催。(分館)	1	12	16		28
お泊りでレスキューロボット工作&防災教室	9月10日(土)~ 11日(日)	コロナ以降初めて宿泊を復活して開催。レスキューロボットの製作、防災に関する体験活動を通して、興味、他校の子どもたちとの交流、防災意識等を涵養。	1	8	17		25
仲間と一緒にチャレンジ キャンプ!!	10月22日(土)	青少年宿泊センターにて、日帰りでキャンプ技術の習得や、自然に対しての関心を持つきっかけづくりなどめざす。集団行動を通じて参加者の自主性や仲間作りを促進する。(分館)	1	7	10		17
宿セン☆天文ゼミナール	10月29日(土)	小5~中2生と保護者の組を対象に、天文についての学び、小型天体望遠鏡の組立てと屋外での実際の天体観測を行い、また職業人・学生からの話も聞けて、科学への興味等を涵養する。屋外スペースと活動室のある分館を活用し、名古屋市科学館の学芸員を講師に、ボランティアの活動も生かして行なった。(分館)	1	5	12	12	29
	11月17日(木)	中央高校にて開催。高校生に将来の働き方による収 入格差や社会保険制度等の理解を促し、青少年の仕	1		15		15
ライフ・イベント・コストゲー ムワークショップ	11月24日(木)	事理解、キャリア・パースペクティブの涵養を支援する。	1		13		13
		小計	2	0	28	0	28
_	10月16日(日)		1	3	10		13
	10月23日(日)		1	3	9		12
	11月6日(日)		1	3	8		11
	11月13日(日)		1	3	6		9
けいかてのいこれがま	11月20日(日)	15歳(中学生を除く)~34歳を参加対象。インターネット	1	3	4		7
はじめてのWEBサイト基 礎講座 ~IT企業・IT事務	11月27日(日)	の仕組みとWEBサイトを構築するための基礎を、10月から12月にかけて学んだ。	1	3	3		6
への近道~	12月4日(日)		1	3	5		8
	12月11日(日)		1	3	3		6
	12月18日(日)		1	3			3
	12月25日(日)		1	4			4
		小計	10	31	48	0	79
子どもWEBプログラミング 合宿!	1月7日(土)~ 1月8日(日)	宿泊を伴う子ども講座を行なうとともに、青少年が10~12月に学んだWEBサイト基礎を生かし、補助講師となって運営した。(分館)	1	24	20		44

就活ウォーミングアップ	2月18日(土)	若者支援に積極的な企業の担当者と直接コミュニケーション出来る場を提供し、就職相談、服装や姿勢等、 面接対策についても学べる内容等も併設したフェア。	1		19		19
親子で有松・鳴海絞りをしよう!		親子で地域の伝統工芸を体験することを通して、家族 のふれ合いを育み、親以外の大人や同世代・学年の 離れた子どもとの交流を図る。(分館)	1	4	9	9	22
	4月 全13回		1		15		15
	5月 全12回		1		16		16
	6月 全15回		1		23		23
	7月 全8回		1		11		11
	8月 全15回		1		35		35
	9月 全9回	若者が実際に館内の清掃等の業務を行うことで、社会 人としてのマナーをはじめ、業務遂行に必要な能力を	1		26		26
ユースクメンテナンス隊	10月 全11回	養う場とする。(本館、北LLC、黒川STC)	1		21		21
	11月 全16回		1		32		32
	12月 全16回		1		27		27
	1月 全16回		1		27		27
	2月 全17回		1		36		36
	3月 全11回		1	1	35		36
		小計	12	1	304	0	305

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「3 若年者自立支援事業」 合計	35	101	559	21	681

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「 I 人につながる支援」 合計	177	281	1,763	53	2,097

Ⅱ 地域・まちにつながる支援

1 青少年育成サポーターの養成

事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
音響•照明講習会	7月23日(土)	音響・照明の操作を共に学び、協力してイベントに携わることを通して、自己有用感やチームワーク感覚等	1	3	18		21
照明講習会	8月3日(水)	つることを通して、目亡有用感やナームリーク感覚等 を育む。	1	4	10		14
音響·照明講習会(Youth Summer Fes)	8月9日(火)	音響・照明講習会の受講者の活躍の場として「Youth Summer Fes」を開催し、協力して携わること等を通して、ユースボランティアの成長と交流を促す。	1	14	98	10	122
プレイワーク入門講座	10月15日(土)	子どもの遊びに関わる専門分野「プレイワーク」について学び(入門講座・本館)、実際に子どもたちと関わってみること(実践講座・名城公園)を通して、子どもの人	1	1	4		5
プレイワーク実践講座	10月16日(日)	権としての「遊び」を理解し、子どものよりのびやかな遊びを促す大人としての関わりを学ぶ。	1	3	32	25	60
音響照明講習会(クリスマスパーティー)	12月11日(日)	音響機材の接続・操作方法の講習会を行い、クリスマスパーティーにて実践するとともに普段ユースクエアを利用している青少年同士の交流の機会とする。	1	9	65	8	82
音響照明講習会(アートピア講習会)	1月6日(金)	2/5の「Nagoya MUSIC FES 2023」に向けたアートピア での音響照明講習会を行うとともに青少年の自らの役割や責任感の自覚等を促す。	1	11			11
Nagoya MUSIC FES 2023	2月4日(土)・ 2月5日(日)	アートピア会場での音響照明講習会で学んで来た技能を実践できる機会とし青少年の自らの役割や責任感の自覚等を促す。(アートピア)	1	25	825	240	1,090

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「1 青少年育成サポーターの養成」合計	8	70	1,052	283	1,405

2 プラザ事業への参加・参画

事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
	4月13日(水)		1	5	4		9
	4月27日(水)		1	7	4		11
	5月11日(水)		1	11	3		14
	5月25日(水)		1	15	1		16
	6月8日(水)		1	17	2		19
	6月22日(水)		1	20			20
	7月13日(水)		1	21			21
	7月27日(水)		1	20			20
	8月10日(水)		1	18			18
	8月24日(水)	ユースクエアで実施する小学生向けイベント、青 年向けイベントの企画・運営や青少年交流プラ	1	17			17
	9月14日(水)		1	20			20
	9月28日(水)		1	19			19
ユースクエア 企画委員会	10月12日(水)	ザのPRを行う。	1	17			17
	10月26日(水)		1	16			16
	11月9日(水)		1	14			14
	11月23日(水)		1	16			16
	12月14日(水)		1	16			16
	12月28日(水)		1	13			13
	1月11日(水)		1	13			13
	1月25日(水)		1	13			13
	2月8日(水)		1	13			13
	2月22日(水)		1	12			12
	3月8日(水)		1	14			14
	3月22日(水)		1	15			15
		小計	24	362	14	0	376

6月1月 6月15 7月6日 7月20 8月3日	8日(水) 日(水) 5日(水) 6日(水)		1 1	6			6
6月15 7月6 7月20 8月3 8月17	5日(水)		1	_			9
7月60 7月20 8月31 8月17	日(水)		1	_			
7月20 8月3 8月17		_		7			7
8月31 8月17	0 [(- -)		1	9			9
8月17	:0日(水)		1	6			6
	日(水)		1	7			7
	7日(水)		1	6			6
	'日(水)		1	5			5
9月2		メンバーを20歳以下とすることで、中高生世代に	1	9			9
U20イベントPRODUCE 10月5		対応したユースクエアの事業を企画・実施するための会議を半年かけて行う。	1	7			7
11月·	16日(水)		1	7			7
12月	7日(水)		1	9			9
12月2	21日(水)		1	7			7
1月18	8日(水)		1	11			11
2月1	日(水)		1	10			10
2月15	5日(水)		1	8			8
3月1	日(水)		1	8			8
3月15	5日(水)		1	12			12
		小計	18	143	0	0	143
ユースクエアまるはち夏ま つり	'日(日)	小学生対象の多様な体験型イベントを、青少年 の企画・運営により開催し、地域を盛り上げると ともに、青少年の地域貢献の場を作る。	1	45	106	87	238
北区区民まつり 10月1		コロナ禍のため3年ぶりの開催で、出展等活動へ の参画。(八王子中学校会場・本館)	1	14	283	62	359
ユースクエア文化祭〜失 われた文化祭を取り戻そ う!〜	20日(日)	館内ほとんどの部屋を使い、ボランティア団体の協力も得て多様な企画の出展、ステージ企画等を行い、コロナ禍でなければ学校で行われていた文化祭をイメージして青少年が参加・参画できる機会を提供。	1	25	100		125
ユースクエアまるごとフェ スティバル 3月5	6日(日)	小学生を対象に本館全館を一日貸切で行なう毎年恒例のイベント。青少年である企画委員が主体となって、企画から各種準備、当日の運営を行い、多数の団体出展ブースなど様々な体験の機会を提供する。	1	56	107	9	172
	8日(土)~ 9日(日)	宿泊を伴うが、1日だけの参加も可能として、中学生〜20歳を対象に、U20メンバーによる企画運営で行うスポーツ・ゲームやBBQなどを楽しむイベント。コロナ禍を経てきている青少年に楽みの場を提供する。(分館)	1	11	18		29
(仕込サル)		音響照明講習会に参加し学んで来た高校生や パフォーマンスを発表したい高校生に、成果を発	1	13	18		31
Hopeful Fes 3月24	4日(金)	揮する場を提供する。実際のイベントに携わることで達成感やチームワーク感覚などを育む。	1	16	107		123
] [1

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「2 プラザ事業への参加・参画」 合計	49	685	753	158	1,596

3 地域活動への参加・参画

派遣事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
大曽根わくわくフェスタ 2022	4月24日(日)	地域イベントに運営補助ボランティアとして派遣。青少年の力や活動を生かして、地域や商店街等の取り組みに関わり、参加・参画することで、他世代との交流を図り、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する。(大曽根商店街全体)	1	1			1
プチサロンふくちゃん・きた ちゃん	6月30日(木)	福祉イベントの運営スタッフ(名古屋市総合社会福祉会館)	1	1		300	301
大曽根七夕まつり	7月30日(土)・ 7月31日(日)	地域イベントの運営スタッフ(大曽根商店街)	1	3			3
第6回庄内緑地夏まつり	8月11日(木・祝)	地域イベントの運営スタッフ(庄内緑地)	1	1			1
トナリの学校	9月17日(土)	地域イベントの運営スタッフ(栄セントラルパー ク)	1	2		150	152
長善寺マルシェ	9月23日(金)	地域イベントの運営スタッフ(長善寺)	1	2		200	202
名古屋ジャズストリート 2022	10月30日(日)	地域イベントの運営スタッフ(大曽根商店街全体)	1	1			1

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「3 地域活動への参加・参画」合計	7	11	0	650	661

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅱ 地域・まちにつながる支援」 合計	64	766	1,805	1,091	3,662

Ⅲ 地域・まちに働きかける支援

1 課題・発見参画ワークショップ

#1 <u></u>	*						
事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
サステナまち計画2022	11月5日(土)	サステナまちプロジェクトの団体で共催。地域貢献、地域活性化、まちづくり等に興味のある若者が、問題解決への取り組みを通して交流を図り、問題解決力、地球市民としての素養を高める。(名古屋造形大学)	1	2	27	9	38
若者×企業 みんなでつく る はたらきかた	12月17日(土)	就労を目指す、または就労して間もない若者と 企業とのディスカッション等の場を提供し、若者 には社会の中での自分の姿の具現化を、企業に も雇用についての現状と方策を知る一助とする。	1		10	10	20

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計	
「1 課題・発見参画ワークショップ」合計	2	2	37	19	58	

2 青少年の自主活動推進事業

事業名	実施日	概要	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
ダブルダッチ体験教室& 記録会	7月17日(日)	ダブルダッチを通して、子ども達や大人も含めた 交流と体力向上などをめざす。(北LLC)	1	11	75	6	92
教科書からの脱出:消え た教科書を探し出せ!	1月15日(日)	小学生を対象とした謎解き脱出ゲームを、青少年の企画・運営、協力団体によるブース出展等により開催し、様々な体験の機会を提供する。	1	8	43		51
サステナマップ作りプロ ジェクト	2月24日(金)~ 2月26日(日)	青少年が共同でサステナまち計画2022の報告 展覧会を計画から準備して来たことを実践する 機会を提供し青少年の自らの活動を推進する。 (名古屋造形大学)	1	12	35		47
あそびのひろば		オープンスペースで青少年に自由参加で様々な 「遊び」を体験してもらう場を、青少年が参画して 提供する。	1	12	18		30

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「2 青少年の自主活動推進事業」 合計	4	43	171	6	220

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
「Ⅲ 地域・まちに働きかける支援」 合計	6	45	208	25	278

	回数	企画·運営 青少年	参加·活動 青少年	一般 参加者	参加者 合計
令和4年度 事業実績 総計	247	1,092	3,776	1,169	6,037

[※] 表中、()内は本館以外の実施会場 〇〇LLC…〇〇生涯学習センター、黒川STC…黒川スポーツトレーニングセンター を示す。

Ⅳ その他

1 各種団体・施設等との連携

4月	21日 北区区政推進会議 26日 緑区区政推進会議
5月	13日 5都市ユースワーカー協議会役員会(オンライン) 18日 北区区民会議 19日 北区区政推進会議 20日 5都市ユースワーカー協議会実践交流サロン(オンライン) 24日 緑区区政推進会議
6月	16日 北区区政推進会議 28日 緑区区政推進会議
7月	10日 ユースワーカー協議会総会 &シンポジウム2022(オンライン) 26日 緑区区政推進会議
9月	北区区政推進会議(書面開催) 25日 北区子ども食堂フェスタ(北生涯学習センター)キッチンカー出展 27日 緑区区政推進会議 30日 5都市ユースワーカー協議会相互情報交換会
10月	13日 北区区政推進会議 25日 緑区区政推進会議 28日 5都市ユースワーカー協議会 新任者フォローアップ合同研修2022(オンライン) 29日 宿セン☆天文ゼミナール講師・運営(名古屋市科学館・鳴海高等学校)
11月	15日 居場所・スペース協働会議(地元活動団体) 17日 北区区政推進会議 20日 5都市ユースワーカー協議会ユースワーカーフォーラム打合せ会議2(神戸市で開催) 22日 緑区区政推進会議
12月	3日「ぼらマッチ!なごや2022」事業参画 15日 北区区政推進会議
1月	24日 緑区区政推進会議
2月	北区区政推進会議(書面開催) 12日 ユースワーカーフォーラム(全国から参加 名古屋市で開催) 15日 第2回北区子育て支援ネットワーク連絡会 28日 緑区区政推進会議
3月	16日 北区区政推進会議 28日緑区区政推進会議

2 広報・情報事業

<印刷物配架>

	青少年交流プラザ ガイドブック2022	約 5,000 部
4月	U20イベントPRODUCE(前期) チラシ	約 6,500 部
771	2022年度企画委員会募集チラシ	約 3,500 部
	2022年度ユースクエアメンテナンス隊募集チラシ	約 400 部
	青少年交流プラザ ガイドブック2022	約 5,000 部
	U20イベントPRODUCE(前期) チラシ	約 6,500 部
5月	2022年度企画委員会募集チラシ	約 3,500 部
эД	ビーイング・ファシリテーター入門講座 チラシ	約 3,500 部
	若者のコミュカUPゲーム大会 チラシ	約 2,500 部
	2022年度ユースクエアメンテナンス隊募集チラシ	約 400 部
	しごと体験DAY チラシ	約 7,500 部
	音響・照明講習会(令和4年度)	約 3,100 部
6月	虫の3D切りおり紙細工で君も虫マスターだ! チラシ	約 8,500 部
	ダブルダッチ体験教室&記録会	約 7,620 部
	おいでよ!青少年宿泊センター! チラシ	約 420 部
	はじめてのWEBサイト基礎講座 チラシ	約 2,000 部
	ユースクエアまるはち夏まつり チラシ	約 6,500 部
7月	お泊りで レスキューロボット工作&防災教室 チラシ	約 8,000 部
	夏休み!自由研究お泊り会 チラシ	約 8,000 部
	ユースクエアまるはち夏まつり チラシ	約 6,500 部
	宿セン☆天文ゼミナール! チラシ	約 3,500 部
	北区区民まつり同時開催チラシ	約 6,000 部
9月	プレーパーク2022 チラシ	約 2,000 部
эН	サステナまち計画2022 チラシ	約 12,000 部
	プレイワーク入門講座 チラシ	約 3,500 部
	若者のコミュカUP運動会 チラシ	約 9,500 部
	ユースフェスティバル2022inNAGOYA チラシ	約 2,100 部
10 🗆	U20イベントPRODUCE後期 チラシ	約 4,000 部
10月	若者×企業 みんなでつくるはたらきかた チラシ	約 3,500 部
	ユースクエア文化祭 チラシ	約 2,500 部
11月	子どもWEBプログラミング合宿! チラシ	約 3,700 部
40.0	イベント 教科書からの脱出 募集案内チラシ	約 6,100 部
12月	ユースクエア フェス部 募集案内チラシ	約 2,500 部
	Nagoya MUSIC FES 2023 チラシ	約 1,900 部
1月	親子で有松・鳴海絞りをしよう! チラシ	約 800 部
	まるごとフェスティバル2023	約 3.500 部
۰. ۵	U-Sports おとまり会 チラシ	約 4,500 部
2月	Nagoya MUSIC FES 2023 チラシ	約 1,900 部
	親子で有松・鳴海絞りをしよう!チラシ	約 800 部
	合計	約 169,240 部
		4.5

<情報誌等掲載>

A THAT WHO IS THE PROPERTY OF							
4月	広報なごや全市版「ユースクエア企画委員会募集案内」 広報なごや緑区版「緑区歴史たんけんまち歩き~大高の巻~募集案内」						
5月	広報なごや全市版「U20イベントPRODUCE 募集案内」						
6月	広報なごや緑区版「おいでよ!青少年宿泊センター! 開催案内」 NAGOYA FURIMO北区版「しごと体験DAY 募集案内」						
7月	広報なごや全市版「虫の3D切りおり紙で君も紙工作マスターだ!」						
9月	広報なごや全市版「はじめてのWEBサイト基礎講座」						
11月	広報なごや全市版「若者×企業 みんなでつくる はたらきかた」 広報なごや全市版「子どもWEBプログラミング合宿!募集案内」 広報なごや緑区版「おいでよ!青少年宿泊センター!」						
12月	広報なごや緑区版「おいでよ!青少年宿泊センター!」						
1月	広報なごや緑区版「おいでよ!青少年宿泊センター!」						
2月	広報なごや緑区版「おいでよ!青少年宿泊センター!」						
3月	広報なごや全市版「U-Sports おとまり会 募集案内」 広報なごや緑区版「おいでよ!青少年宿泊センター! 開催案内」						

<インターネット>

公式ウェブサイトに各事業案内を掲載、各種SNSにて情報発信、名古屋市電子申請サービスでの各事業の募集

VI 令和4年度利用状況

1 青少年交流プラザ (本館)

(1) 開所日数 314日

(2) 部屋利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
青少年	6, 336	65.4%	43, 152	65. 7%	
一般	1,630	16.8%	8, 816	13.4%	64. 7%
主催事業等	1, 716	17.7%	13, 746	20.9%	04.7%
合計	9, 682	100.0%	65, 714	100.0%	

(3) オープンスペース利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
利用者	_	—	48, 767	—	_

(4) 時間帯別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
午前	2, 038	21.0%	14, 244	21.7%	59.4%
午後	2, 510	25.9%	16, 852	25.6%	61.9%
夕方	2, 627	27. 1%	17, 240	26. 2%	64.8%
夜間	2, 507	25.9%	17, 378	26.4%	73.0%
合計	9, 682	100.0%	65, 714	100.0%	64.7%

(5) 曜日別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
平日	5, 512	56. 9%	33, 735	51. 3%	58.0%
土曜日	1,873	19.3%	12, 985	19.8%	78.0%
日曜日	1,804	18.6%	15, 403	23.4%	76. 7%
祝日	493	5. 1%	3, 591	5. 5%	68.5%
合計	9, 682	100.0%	65, 714	100.0%	64.7%

(6) 部屋別利用状況

区分	件数	割合	人数	割合	利用率
活動室1・3	3, 693	38. 1%	20, 172	30. 7%	74.0%
活動室2・4	1,837	19.0%	12, 382	18.8%	73.6%
ミーティングルーム1・2	1, 272	13. 1%	7, 320	11.1%	51.0%
プレイルーム	814	8.4%	19, 091	29. 1%	65. 2%
音楽スタジオ1・2	2,066	21.3%	6, 749	10.3%	55. 2%
合計	9, 682	100.0%	65, 714	100.0%	64. 7%

(7)青少年団体登録状況

(単位:団体)

	重類	青年団体	少年団体	青少年団体	合計
1				月少午凹件	
	バンド	17	2	1	20
	吹奏楽	7		2	9
	合唱	6			6
音楽	管弦楽	7			7
	太鼓	9		6	15
	ギター	1			1
	その他				0
タ	ダンス		9	23	113
Ž	寅劇	55	2	6	63
国际	祭交流			1	1
Ξ	手話			1	1
話	し方				0
キャンプ	カウンセラー	2			2
	ヨガ			1	1
礻	福祉				0
7	その他		3	6	20
î	合計	196	16	47	259

(8)青少年育成サポーター登録状況

	人数
登録人数	159

(9)月別利用状況

部屋利用

<u> </u>	1P/±2/13/13														
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
弉	所日数	目	26	26	26	29	30	27	27	26	24	25	24	24	314
	青少年	件	442	464	452	642	678	613	522	447	464	578	490	544	6, 336
	月少十	人	3, 267	3, 171	2, 943	4,015	4, 449	4, 852	3, 880	2, 450	3, 471	3, 565	3, 174	3, 915	43, 152
	一般	件	130	140	147	177	74	143	173	104	116	161	151	114	1,630
	一月又	人	655	797	857	1,006	252	839	907	648	566	853	808	628	8,816
	主 催	件	62	76	90	147	162	70	147	269	152	136	229	176	1,716
	事業等	人	330	570	527	1, 146	1,242	480	1,092	2, 584	1, 130	1, 152	1, 745	1,748	13, 746
	合計	件	634	680	689	966	914	826	842	820	732	875	870	834	9,682
		人	4, 252	4, 538	4, 327	6, 167	5, 943	6, 171	5, 879	5, 682	5, 167	5, 570	5, 727	6, 291	65, 714
7	刊用率	%	50.8%	54. 5%	55. 2%	69.4%	65. 7%	63.7%	65.0%	65. 7%	63.5%	72.9%	75.5%	75. 5%	64. 7%

② オープンスペース利用

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
利用者	人	2, 496	3, 504	3, 436	3, 505	4, 449	3, 598	5, 149	5, 029	4, 370	4,063	5, 098	4,070	48, 767

2 青少年宿泊センター(分館)

(1) 宿泊使用

利用率等

開館日数(日)	宿泊日数(日)	宿泊室数(室)	宿泊率(%)	利用率(%)
309	128	965	41.4%	20.8%

- *宿泊率=宿泊日数/開館日数 (%)
- *利用率=宿泊室数/開館日数×15室 (%)

② 宿泊団体数

1泊	2 泊	3 泊	4 泊以上	合計	延べ数(件数)
125	28	0	0	153	181

③ 世代別宿泊人数

区	分	宿泊	比率(%)				
	就学前	77					
	小学生	977					
青少年	中学生	887	2,823	81.7%			
	高校生	516		31. 170			
	~29歳	366					
_	般		631	18.3%			
合	計		3, 454	100%			

(2) 宿泊団体種別状況

区分	件数	宿泊人数
保育園等	1	38
少年団体	90	1,834
青年団体	14	158
中学・高校等	43	849
短大・大学等	4	102
一般·事業所	9	145
家族・その他	20	328
合 計	181	3, 454

(3) 宿泊団体目的別状況

区 分	件数	宿泊人数
スポーツ	77	1, 728
音楽・合唱	4	60
演劇・ダンス	9	95
学習・研修	49	1, 054
保育・子育て	12	111
学童・子ども会等	13	216
親睦・その他	17	190
合 計	181	3, 454

(4) 研修室使用

区	分	件数	利用人数	比率	(%)
	青少年団体	830	17, 369	43.3%	
宿泊使用	一般団体	15	342	0.9%	44.1%
	小計	845	17, 711		
	青少年団体	755	11, 690	29. 1%	
日帰り使用	一般団体	1, 219	10, 738	26.8%	55.9%
	小計	1, 974	22, 428		
	青少年団体	1, 585	29, 059	72.4%	
合 計	一般団体	1, 234	11, 080	27.6%	100%
	合計	2,819	40, 139		

(5) 研修室別利用内容

区分	件数		利用人数		利用率(%)
区分	十級	青少年団体	一般団体	合計	个1/円 学(7/7/
教室1	173	1, 534	379	1, 913	18. 7%
教室 2	225	1, 350	329	1,679	24. 3%
教室3	273	717	715	1, 432	29. 4%
教室 4	211	2, 291	801	3, 092	22.8%
プレイルーム	352	6, 012	2, 238	8, 250	38.0%
活動室1	357	3, 034	1, 152	4, 186	38. 5%
活動室 2	201	1, 777	1, 088	2, 865	21. 7%
音楽室1	152	338	337	675	16. 4%
音楽室 2	88	506	218	724	9. 5%
体育室	693	9, 396	3, 489	12, 885	74.8%
和室	17	54	258	312	
野外炊飯施設	77	2,050	76	2, 126	
合計	2,819	29, 059	11, 080	40, 139	29. 4%

^{*}利用率=件数/開所日数×3(午前・午後・夜間) (%) …和室·野外施設利用を除く

(6) 研修室利用時間区分別

区分	午前		午後		夜間		合計	
区 分	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
青少年団体	491	9, 495	512	10, 085	582	9, 479	1,585	29, 059
一般団体	468	4, 425	451	4, 228	315	2, 427	1, 234	11,080
合計	959	13, 920	963	14, 313	897	11, 906	2,819	40, 139

○名古屋市青少年交流プラザ条例

平成18年12月27日 条例第80号 改正 平成20年条例第42号 平成21年条例第66号 平成25年条例第25号 平成28年条例第36号 令和4年条例第56号

注 令和4年12月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 社会性及び主体性に富み、人間性豊かで活力あふれる青少年の育成を図るため、次のように青少年交流プラザを設置する。

名称 名古屋市青少年交流プラザ

位置 名古屋市北区柳原三丁目6番8号

2 名古屋市青少年交流プラザに、次のように分館を置く。

名称 名古屋市青少年宿泊センター

位置 名古屋市緑区大高町字蝮池4番地の6

(事業)

- 第2条 名古屋市青少年交流プラザ(以下「プラザ」という。)は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 青少年の社会参加体験活動その他の体験活動の促進
 - (2) 青少年の社会参加活動の促進のための青少年ボランティアの養成及びそのボランティア活動の支援
 - (3) 青少年相互の交流及び青少年と他の世代との交流の促進
 - (4) 青少年の自立支援に関する事業
 - (5) 青少年に関する情報の収集及び提供並びに相談
 - (6) 青少年に関する各種の団体、施設等との連携
 - (7) 青少年に関する調査研究
 - (8) プラザの施設の供用
 - (9) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

- 第3条 プラザの別表第1に掲げる施設(以下「プラザの施設」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
 - (2) 管理上の支障があるとき。
- 3 市長は、第1項の許可に際して、プラザの管理上必要な条件を付けることができる。

(使用料)

- 第4条 プラザの施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表 第1に定める額の使用料を納付しなければならない。
- 2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 プラザの駐車場を使用しようとする者は、別表第2に定める額の使用料を納付し なければならない。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不環付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めたと きは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

- 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、 若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 許可された使用目的に違反したとき。
 - (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
 - (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれがあるとき。
 - (5) 工事その他のプラザの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備の設置)

第8条 使用者は、プラザの施設の使用に当たって特別の設備を設け、又は原状の変 更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第9条 特別の設備を設け、若しくは原状の変更をした使用者が使用を終わったとき、 又は使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに特別の設備 を撤去し、かつ、プラザの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、 これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規 定する指定管理者に行わせる。 (指定管理者の指定の手続)

- 第12条 市長は、プラザの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めると ころにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必 要な事項を明示し、公募するものとする。
- 2 プラザの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、 事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。
 - (1) 市民の平等利用が確保されること。
 - (2) 事業計画書の内容が、プラザの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- 4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

- 第13条 指定管理者は、プラザの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正 に市民の利用に供しなければならない。
- 2 前項のプラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外 の時間及び休館日に開館することができる。

(令4条例56·一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) プラザの施設の使用の許可に関すること。
 - (3) プラザの施設の使用料の徴収に関すること。
 - (4) プラザの維持管理及び修繕(原形を変ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること。
 - (5) その他市長が定める業務

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成19年規則第84号で平成19年7月7日から施行。ただし、附則第2項の規定の施行期日は、平成19年6月1日から施行)

2 この条例の規定に基づく許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要 な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。 附 則(平成20年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例(以下「新条例」という。) 第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても 行うことができる。

(名古屋市青年の家条例の廃止)

- 3 名古屋市青年の家条例(昭和45年名古屋市条例第32号)は、廃止する。 (名古屋市青年の家条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第3 条第1項の規定により青年の家の施設の使用の許可を受けている者又は青年の家 の施設の使用の許可を申請し、受理されている者は、新条例第3条第1項の規定に よるプラザの施設の使用の許可を受けた者又はプラザの施設の使用の許可を申請 し、受理された者とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に前項の規定により許可を受けた者及び受理された者と みなされた者の使用料の額については、新条例別表第1の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の日の前日において名古屋市青年の家運営審議会の委員である 者の任期は、附則第3項の規定による廃止前の名古屋市青年の家条例第13条第4項 の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則(平成21年条例第66号)抄(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第25号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第4条及び別表第2の改正規定は平成25年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による名 古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)の指定管理者の指定の手続その他の行為 は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成28年条例第36号)

- 1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例第12条の規定による指 定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則(令和4年条例第56号)抄 (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表第1

1 プラザ(分館を除く。)の施設の使用

体田区公			使用料	斗の額		
使用区分			3時間	6時間	9時間	1日
プレイルーム		レーム	2,300円 (4,600円)	4,600円 (9,200円)	6, 900円 (13, 800円)	9, 200円 (18, 400円)
活	区画しない場合		1,500円 (3,000円)	3,000円 (6,000円)	4, 500円 (9, 000円)	6,000円 (12,000円)
動室	区画する	第1室	750円 (1, 500円)	1,500円 (3,000円)	2, 250円 (4, 500円)	3,000円 (6,000円)
A	場合	第2室	750円 (1, 500円)	1,500円 (3,000円)	2, 250円 (4, 500円)	3,000円 (6,000円)
活動室B			900円 (1, 800円)	1,800円 (3,600円)	2, 700円 (5, 400円)	3,600円 (7,200円)
ミーティングルーム						1,600円 (3,200円)
	音楽スタ	マジオ		2時間 300	円 (700円)	

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 3時間
 - ア 9時30分から12時30分まで
 - イ 12時30分から15時30分まで
 - ウ 15時30分から18時30分まで
 - エ 18時30分から21時30分まで
 - (2) 6時間
 - ア 9時30分から15時30分まで
 - イ 12時30分から18時30分まで
 - ウ 15時30分から21時30分まで
 - (3) 9時間
 - ア 9時30分から18時30分まで
 - イ 12時30分から21時30分まで
 - (4) 1日 9時30分から21時30分まで
- 2 () 内の額は、第1条のプラザの設置の目的のため以外に使用する場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の種類又は品目ごとに規則で定める額とする。

2 分館の施設(宿泊室を除く。)の日帰り使用

	H III I			使用米	斗の額		
	使用区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	1日
育	スポーツ又はレ クリエーション に使用する場合	2,400円	2,400円	4,800円	3,000円	5, 400円	7,800円
室	その他の場合	5,800円	5,800円	11,600円	7,800円	13,600円	19,400円
	プレイルーム	5,200円 (2,700円)	5,200円 (2,700円)	10,400円 (5,400円)	7,000円 (3,600円)	12,200円 (6,300円)	17,400円 (9,000円)
	第1活動室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
	第2活動室	1,800円	1,800円	3,600円	2,400円	4,200円	6,000円
音	第1音楽室	900円	900円	1,800円	1,300円	2,200円	3,100円
楽室	第2音楽室	1,500円	1,500円	3,000円	1,900円	3,400円	4,900円
	第1和室 第2和室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第3和室 第4和室 (1室につき)	1,200円	1, 200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
和室	第5和室 第6和室 第7和室 第8和室 (1室につき)	600円	600円	1, 200円	700円	1,300円	1,900円
	第9和室 第10和室 第11和室 第12和室 (1室につき)	1, 200円	1,200円	2,400円	1,500円	2, 700円	3, 900円
	第1教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円
教室	第2教室 第3教室 (1室につき)	600円	600円	1,200円	700円	1,300円	1,900円
	第4教室	1,200円	1,200円	2,400円	1,500円	2,700円	3,900円

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで
- 2 () 内の額は、附属の音響装置及び映像装置を使用しない場合に適用する。
- 3 附属設備の使用料の額は、附属設備の品目ごとに市長が定める額とする。

3 分館の施設の宿泊使用

使用区分	使用者の区分	単位	使用料の額
宿泊室及びその他の施設(市長が必要と認める	15歳以上30歳未満の者(中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)	1人1泊	600円
ものに限る。)	30歳以上の者	1人1泊	1,900円

備考

- 1 小学校就学の始期に達するまでの者及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は、無料とする。
- 2 分館の施設の宿泊使用における宿泊室の使用は、午後4時30分から翌日の午前9時までとする。

別表第2

713271							
使用区分	使用料の額						
使用区别	1日1回	回数券					
駐車場(1台につき)	300円	11回分 3,000円 25回分 5,000円					
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。							

平成19年4月25日 規則第85号 改正 平成20年規則第112号 平成21年規則第72号 平成21年規則第72号 平成22年規則第37号 平成24年規則第74号 平成24年規則第95号 平成25年規則第69号 平成28年規則第20号 平成28年規則第20号 平成28年規則第11号 令和元年規則第123号

注 令和2年11月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市青少年交流プラザ条例(平成18年名古屋市条例第80号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

- 第2条 名古屋市青少年交流プラザ(以下「プラザ」という。)の開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に、開館時間を変更し、又は休館日に開館し、若しくは休館日以外の日に休館することができる。
- 2 市長は、条例第13条第3項の規定により、指定管理者に、別表第1に定める開館時間以外の時間及び同表に定める休館日に開館させようとする場合は、その旨を告示するものとする。

(分館の施設の宿泊使用)

- 第2条の2 名古屋市青少年宿泊センター(以下「分館」という。)の施設を宿泊 使用することができる者は、5人以上の団体とする。ただし、市長が特別の事由 があると認めたときは、この限りでない。
- 2 分館の施設を宿泊使用する者は、午前9時から午後9時までに入退館しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、午後9時以後に入館し、又は午前9時以前に退館することができる。
- 3 別表第1分館の項休館日の欄の規定にかかわらず、市長は、同欄第1号及び第2号に規定する休館日並びに12月29日の午前9時まで宿泊使用させることができる。

(使用許可申請の手続)

- 第3条 条例第3条第1項の規定によりプラザの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用申請書を指定管理者に提出しなければならない。
 - (1) 使用目的
 - (2) 使用区分
 - (3) 使用期日及び時間
 - (4) 集会又は入場予定人員
 - (5) 特別の設備等の要否
 - (6) 使用責任者の住所及び氏名
 - (7) その他必要な事項
- 2 前項の申請は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる申請期間 において、又は申請日から行うことができる。ただし、市長が特別の事由がある と認めたときは、この限りでない。

と認めたときは、この限りでない。							
	区分	申請期間又は申請日					
プレイルーム (分館を除く。)	1 青少年の団体が自らの活動の成果の発 表のために使用する場合	使用しようとする日(引き続き 2日以上使用しようとするとき は、その最初の日。以下この表 において同じ。)の属する月の 前8月の初日以後					
	2 この項第1号に掲げる場合以外に青少 年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月 の前2月の初日以後					
		使用しようとする日の属する月 の前1月の初日以後					
分館の施設(宿 の施設(市 を 変と認めの 必要と認めの に 限る。)(以	1 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事であって、条例第1条第1項のプラザの設置の目的のために使用する場合 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設が使用する場合						
下「宿泊室等」という。)に限る。)	3 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月 の前3月の初日から使用しよう とする日の1週間前まで					
	4 その他の場合	使用しようとする日の属する月 の前2月の初日から使用しよう とする日の1週間前まで					
その他の施設	1 青少年の団体が使用する場合	使用しようとする日の属する月 の前2月の初日以後					
ここ・クゴロックル地設	2 その他の場合	使用しようとする日の属する月 の前1月の初日以後					

(令4規則25·一部改正)

(使用期間)

第4条 プラザの施設の使用期間(同一人が同一施設を使用する場合に限る。) は、プレイルーム(分館を除く。)については引き続き7日以内、宿泊室等については引き続き4日以内、その他の施設については引き続き3日以内とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 条例第3条第1項の規定によるプラザの施設の使用の許可は、使用許可書 を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の名称及び使用料の額)

第6条 プラザの附属設備の名称及び使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(駐車場の使用)

- 第7条 駐車場を使用する者(駐車時間が30分以内である者を除く。)は、駐車場の使用を終わった際に使用料を納付しなければならない。ただし、回数券による場合にあっては、その交付を受ける際に使用料を納付するものとする。
- 2 駐車場の使用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。
 - (1) プラザ (分館を除く。) 午前8時45分から午後9時35分まで
 - (2) 分館 午前8時30分から午後9時15分まで
- 3 回数券の様式は、市長が定める。

(使用料の減免)

- 第8条 条例第5条の規定により使用料を減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 市又は市の機関が主催又は共催する行事に使用するとき。 使用料の全額 (宿泊使用の場合にあっては、使用料の5割相当額 (100円未満の端数は、切り 捨てる。))
 - (2) 第4号に掲げる手帳又は受給者証(以下「手帳等」という。)の交付を受けている者及びこれに同行する付添人(当該手帳等の交付を受けている者1人につき2人以内に限る。)が宿泊使用するとき。 使用料の全額
 - (3) 青少年のうち18歳未満の者の引率者が宿泊使用するとき。 使用料の8割相 当額(100円未満の端数は、切り捨てる。)
 - (4) 次に掲げる手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車(普通自動車 に限る。)を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を係員に提示したと き。 駐車場の使用料の全額
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳
 - イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手

- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第2条 に規定する被爆者健康手帳
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条 に規定する精神障害者保健福祉手帳
- オ 市長の発行する愛護手帳(これに類するものを含む。)
- カ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第7条第4 項に規定する医療受給者証
- キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法 律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証(障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「特殊疾病者」という。)に係るものに限る。)
- ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証(特殊 疾病者に係るものに限る。)
- ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証(これに類するものを含む。) (特殊疾病者に係るものに限る。)
- (5) その他市長が特別の事由があると認めたとき。 その都度市長が定める額 2 前項各号の規定(第4号を除く。)による使用料の減免は、申請に基づいて行うものとする。

(令 4 規則25·一部改正)

(使用料の環付)

- 第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 使用者の責めに帰することのできない事由によってプラザの施設を使用することができないとき。
 - (2) 使用者が許可を受けた使用の日(2日以上連続して使用する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前日までに使用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の事由があると認めたとき。
- 2 前項に規定する使用料の還付の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 前項第1号に当たるとき。 使用料の全額
 - (2) 前項第2号に当たるとき。 使用料の5割相当額(使用日の前7日までに使用の許可の取消しの申出があったときは、全額)
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、使用許可書及び使用料の領収書の写しを 添えて、市長に申請しなければならない。

(特別の設備の設置等の承認)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(行為の禁止等)

- 第11条 プラザにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
 - (2) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (3) 承認を受けないで寄付金品の募集、サービス若しくは物品の販売又は飲食物の販売若しくは提供を行うこと。
 - (4) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
 - (5) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
 - (6) その他プラザの管理上支障があると認められる行為をすること。
- 2 使用者は前項に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 使用者が行う行事に参加する者(以下「参加者」という。)の安全確保の措置を講ずること。
 - (2) 参加者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

- 第12条 市長は、プラザの管理のため必要があるときは、使用の許可をした場所 に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることが できる。
- 2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第13条 市長は、この規則に違反し、又は係員若しくは指定管理者若しくはその管理するプラザの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し、退館を命ずることができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の公募)

- 第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 施設の概要
 - (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
 - (3) 指定管理者の指定の予定期間
 - (4) 選定に参加する者に必要な資格
 - (5) 管理の基準
 - (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
 - (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
 - (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- 2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の 適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第16条 条例第12条第2項の規定によるプラザの指定管理者の指定の申請は、名古 屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書(別記様式)によって行わなければ ならない。
- 2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなけれ ばならない。
 - (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
 - (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (4) 管理業務に要する費用の見込額
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 3 プラザの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出 しなければならない。
 - (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
 - (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市 指定管理者選定委員会条例(平成28年名古屋市条例第16号)第1条に基づく名古 屋市子ども青少年局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

(指定等の告示)

- 第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

- 第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定を しようとする者と、プラザの管理に関する協定を締結するものとする。
- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 管理業務の具体的内容
 - (2) プラザの管理費用として、本市が支払う金額
 - (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
 - (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
 - (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
 - (6) プラザの使用者の苦情解決の措置の概要

- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

- 第20条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならな
- 2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 管理業務の実施状況
 - (2) プラザの使用状況
 - (3) プラザの管理経費等の収支状況
 - (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市 長が必要と認める事項

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

- 1 この規則は、平成19年7月7日から施行する。ただし、次項の規定は、平成19年6月1日から施行する。
- 2 許可の申請その他プラザの施設を使用するために必要な手続は、この規則の施 行前においても行うことができる。

附 則 (平成20年規則第112号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定、第3条、第4条、第7条第1項、第8条及び第13条の改正規定、別表を別表第2とし附則の次に1表を加える改正規定、別表第2の表の前に次のように加える改正規定並びに別表第2に1表を加える改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第37号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第74号)抄

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は平成25年7月 1日から、第3条の改正規定、第26条から第28条までを削る改正規定、第29条の改 正規定及び同条を第26条とする改正規定並びに第30条を第27条とする改正規定は平 成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第20号) この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第96号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第123号)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出 されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出さ れたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成 されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の 間、修正して使用することができる。

附 則(令和4年規則第25号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第8条第1項 第3号の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申 請に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1

名称	開館時間	休館日
1	午前9時から午後 9時30分まで	1 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝 日法による休日」という。)に当たるときは、その直 後の祝日法による休日でない日2 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日 まで
/ → 11 P	午前9時から午後 9時まで	1 月曜日(祝日法による休日並びに名古屋市立の小学校の学年始、夏季、冬季及び学年末における休業日(以下「小学校の休業日」という。)を除く。)。 2 祝日法による休日の翌日(日曜日、土曜日及び祝日法による休日並びに小学校の休業日を除く。)。 3 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

別表第2

1 プラザ(分館を除く。)の附属設備

品目	単位	使用料の額	備考
舞台・照明・音響装置	1式	3時間 1,000円	使用はプレイルームに限る。
音響装置	1式	2時間 500円	使用は音楽スタジオに限る。

2 分館の附属設備

		使用料の額						
品目	単位	午前	午後	午前 午後	夜間	午後 夜間	1日	
グランドピアノ	1台	1,200円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円	3,600円	
たて型ピアノ	1台	500円	500円	1,000円	500円	1,000円	1,500円	
16ミリ映写機	1台	1,000円	1,000円	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前 午前9時から午後0時30分まで
 - (2) 午後 午後1時から午後4時30分まで
 - (3) 午前午後 午前9時から午後4時30分まで
 - (4) 夜間 午後5時から午後9時まで
 - (5) 午後夜間 午後1時から午後9時まで
 - (6) 1日 午前9時から午後9時まで
- 2 ピアノの調律及び16ミリ映写機の操作は、使用者の負担とする。

名古屋市青少年交流プラザ指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)名古屋市長

所在地申請者名称代表者氏名

次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

	フ 名	リ ガ	ナ称	
申請	所	在	地	電話番号
		±	表者	フ リ ガ ナ 氏 名 職 名
者		衣		住 所 電話番号
	種		別	□法人(種類) □法人以外の団体
併書	せて	提出す	る類	1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類) 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況のわかるもの 4 その他()
備			考	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。